

「子育て支援を進める県民運動」キャラクター等使用取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、「子育て支援を進める県民運動」(以下「県民運動」という。)のキャラクター等を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第2 キャラクター等を使用しようとする者は、「子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクターアニメむすび丸使用承認申請書」(様式第1号)を宮城県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、県担当課に予め連絡することを条件に、この限りでない。

- (1) 国、宮城県及び宮城県内の市町村が使用する場合
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2で規定する事業又は同法第7条で規定する児童福祉施設において事業を実施する者が、子育て支援等の目的で使用する場合
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定される学校が教育及び子育て支援等の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が県民運動の報道及び広報の目的で使用する場合
- (5) その他知事が適当と認めた場合

(使用承認)

第3 知事は、第2の規定による申請があった場合、その内容を審査し、キャラクターの趣旨にふさわしい内容であると認めるときは、広く承認するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合又は反するおそれのある場合
- (2) 宮城県のイメージを傷つけ、県民運動の趣旨の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 営利団体等が、自己の利益を確保することを主たる目的とする場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
- (5) その他知事が不相当と認める場合

2 知事は、前項の承認をするときは、「子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクターアニメむすび丸使用(変更)承認証」(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第4 キャラクター等の使用承認を受けた者(第2ただし書きの規定により使用するものを含む。以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、知事の指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインは変更せず、そのまま使うこと。

デザインの変更に該当する行為

- イ 画像の一部を欠く表示
- ロ 他の線や文字等との重複
- ハ 縦横比の変更
- ニ 白黒表示を除く色の変更

- (3) コピーライトマーク（宮城県・旭プロダクション）の表記を付すこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 第3で承認を受けた権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

（承認内容の変更）

- 第5 使用者が承認内容について変更しようとするときは、「子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクターアニメむすび丸使用承認変更申請書」（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、「子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクターアニメむすび丸使用（変更）承認証」（様式第2号）をもって行う。

（使用承認の取消し）

- 第6 知事は、使用者がこの要項に反し、又は申請の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、当該承認を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。
- 2 第1項に規定する使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取消された者が負担するものとする。
- 3 知事は、前項に規定するもののほか、承認を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

（使用料）

- 第7 キャラクター等の使用料については、無料とする。

（使用承認期間）

- 第8 キャラクター等の使用期間は、使用承認の有効期間内とする。ただし、この期間は、申し込みをした年度の3月31日までとする。年度を超えて使用する場合は、翌年度4月1日に改めて申請をしなければならない。

（補則）

- 第9 この要項に定めるもののほか、キャラクター等の使用の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年11月11日から施行する。

子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクター
アニメむすび丸使用許可申請書

宮城県知事 殿

(申請者)
団 体 名 :
代 表 者 : . 印

住 所 :
電話番号(内線) :
担 当 者 :

子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクター アニメむすび丸の使用について、下記のとおり申請します。

記

使用目的 (何のために、 どのように使用 するかを具体的 に記載)	
使用内容	・冊子 ・チラシ ・ポスター ・その他 () ・作成数量 ()
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

【使用にあたっての注意事項】

- 1 営利を目的とせず、キャラクターの趣旨（子どもや子育てに関するもの）にふさわしい内容であること。
- 2 コピーライトマーク（©宮城県・旭プロダクション）の表記を付すこと。
- 3 画像には手を加えないこと。

子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクター
アニメむすび丸使用（変更）承認証

〇〇 殿

宮城県知事

子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクター アニメむすび丸の使用について、下記のとおり許可します。なお、使用にあたっては、申請書に記載している注意事項に留意し、使用の目的や形態等に変更がある場合には、速やかに申し出て下さい。

記

申請者	
使用目的	
使用形態	
使用期間	年 月 日から 年 月 日

子育て支援を進める県民運動シンボルキャラクター
アニメむすび丸使用承認変更申請書

宮城県知事 殿

(申請者)

団 体 名 :

代 表 者 :

・ 印

住 所 :

電話番号(内線) :

担 当 者 :

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け子育て第〇〇〇号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
変更内容		